

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

(2) 制度の円滑な運用のため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。

また、農業生産基盤及び農業生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

3. 家畜伝染病対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、感染経路の研究や新薬の開発などを進めるとともに、事前対応型の防疫体制を整備すること。

また、再発防止のため、国産飼料の自給率向上を図ること。

- (2) 家畜伝染病の発生時における早期の封じ込めを実現するため、更なる法制度の整備を行うとともに、マニュアルの整備や諸外国との連携など、危機管理体制の強化を図ること。

また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に検査が行えるよう簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図ること。

- (3) 家畜伝染病の発生により、風評被害を含めた損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。

- (4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加の検討に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と食料自給率の向上や農業・農村の振興などに支障が生じないように配慮するとともに、十分な国民的議論を経た上で、慎重に対応すること。

併せて、農業再生の基本方針において具体的実効性のある対策を明示し、農業関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農業を確立すること。

また、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の交渉におい

ては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米や小麦等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

5. 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する財政支援の充実を図ること。

(2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

6. 森林整備対策等の充実強化

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

(3) 海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。

7. 水産業の経営安定対策等の充実強化

水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。